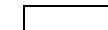


## 用 途 地 域 内 の 建 築 物 の 用 途 制 限(里仁)

地区計画上の地区	第一種低層 住居専用地域	第二種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第二種中高層 住居専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	住宅地区	医療福祉地区
													市街化調整区域	
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿														
兼用住宅のうち店舗・事務所等の部分が一定規模以下のもの														
幼稚園、小学校、中学校、高等学校														
大学、高等専門学校、専修学校等														
図書館、博物館等														
神社、寺院、教会等														
公衆浴場、診療所、保育所等														
病院														
老人ホーム、福祉ホーム等														
老人福祉センター、児童厚生施設等	1)	1)												
巡回派出所、公衆電話所等														
床面積が150m <sup>2</sup> 以内の店舗、飲食店等		2)	3)	4)									6)	
床面積が500m <sup>2</sup> 以内の店舗、飲食店等			3)	4)									6)	
上記以外の店舗、飲食店等				4)	5)								6)	
事務所等					4)	5)								
自動車教習所、床面積の合計が15m <sup>2</sup> を超える畜舎						5)								
ホテル、旅館							5)							
ボーリング場、スケート場、水泳場							5)							
カラオケボックス等														
雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等														
客席の部分の床面積の合計が200m <sup>2</sup> 未満の劇場、映画館、演芸場、観覧場、床面積の合計が200m <sup>2</sup> 未満のナイトクラブ等														
客席の部分の床面積の合計が200m <sup>2</sup> 以上の劇場、映画館、演芸場、観覧場、床面積の合計が200m <sup>2</sup> 以上のナイトクラブ等														
キャバレー、料理店等														
個室付浴場業に係る公衆浴場等														
2階以下かつ床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以下の自動車車庫														
営業用倉庫、3階以上又は床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超える自動車車庫 (一定規模以下の附属車庫等を除く)														
作業場の床面積の合計が50m <sup>2</sup> 以下の自動車修理工場														
作業場の床面積の合計が150m <sup>2</sup> 以下の自動車修理工場														
作業場の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以下の自動車修理工場、日刊新聞の印刷所														
作業場の床面積の合計が50m <sup>2</sup> 以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれがある非常に少ないもの														
作業場の床面積の合計が150m <sup>2</sup> 以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ないもの														
作業場の床面積の合計が150m <sup>2</sup> を超える工場又は危険性や環境を悪化させるおそれがやや多いもの														
危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場														
火炎類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設				4)	5)									
火炎類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設														
火炎類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量がやや多い施設														
火炎類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が多い施設														

 地区計画により建てられない用途

 地区計画により例示のうち一部用途が建てられない

 用途制限によって建てられる用途

 用途制限によって建てられない用途

1)については、600m<sup>2</sup>以下のものに限り建築可能。 2)については、2階以下で、日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等の店舗に限り建築可能(作業場を有する場合、床面積が150m<sup>2</sup>以下のもの)。

3)については、2)に加えて物品販売店舗、飲食店、損保代理店、銀行の支店・宅地建物取引業等の店舗に限り建築可能。 4)については、床面積が1,500m<sup>2</sup>以下かつ2階以下の場合に限り建築可能。

5)については、当該用途に供する部分が3,000m<sup>2</sup>以下の場合に限り建築可能。 6)については、物品販売店舗、飲食店が建築禁止。